

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年四月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）山陽マルナカ建部店
所在地 岡山市建部町宮地字百田五六一ーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五ー二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五ー二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十一月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千二百二十五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 百二台
 - (2) 駐輪場の収容台数 四十七台
 - (3) 荷さばき施設の面積 四十一平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十九年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年四月六日から平成十九年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課